

いじめ防止基本方針

神奈川県立横須賀明光高等学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。また、その周囲の生徒の心にも大きな傷を負わせる行為でもあります。

したがって、横須賀明光高校では、全 12 学級という特徴を生かしながら、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを黙認、放置することがないように、いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行います。

また、家庭との連絡を密にし、地域や関係機関との連携を大切にし、生徒がより良い成長を遂げることのできる環境整備に努めます。

(いじめの禁止)

横須賀明光高校の生徒は、いじめを行ってははいけません。いじめを黙認、放置してはいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習し、学校内外の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、すべての関係者により、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

○生徒との信頼関係の確立

- ・職員が生徒の人権を尊重し、生徒の気持ちを理解し教育活動を行うことで、日頃から生徒との信頼関係を構築するよう努める。

○いじめについての共通理解と学校体制の確立

- ・いじめについて、校内研修や職員会議等を活用し、日常的に職員全体の共通理解を図る。

○命や人権を尊重し、豊かな人間性を育む

- ・教育活動全体を通して、生徒の規範意識の醸成をはかり、社会性を育み、他者との相互理解の大切さを、あらゆる機会において生徒に伝える。
- ・生徒が自己肯定感をもち、自己の成長発達を感じ取れるよう、あらゆる教育の場で支援する。

(2) いじめの早期発見のための取組み

○いじめの兆候を見逃さないために

- ・日常的なかかわりの中で生徒理解を深めることにより、生徒との信頼関係の構築を図り、相談しやすい関係性をつくる。
- ・いじめの兆候が見られた際、早い段階からの的確にかかわりを持ち、決して軽視することなく、職員組織として問題意識を共有し事態にあたる。

○アンケート調査によるいじめの把握

- ・いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 6月
 - ② 2月

○教育相談等とおした把握

- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り、相談体制の整備を行います。
 - ① スクールカウンセラーの活用（原則月1回）
 - ② いじめ相談窓口の設置（常設）

(3) いじめの早期解決のための取組み

○早期解決の基本的な考え方

- ・事案が発生した場合に、特定の教職員で抱え込まず、組織として速やかに対応する。
- ・被害を受けている生徒を守ることを中心に置き、教育的配慮のもと毅然とした姿勢で問題解決にあたる。
- ・教職員共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応にあたる。

○いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめの行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止めさせる。
- ・いじめの相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、疑いのある行為には速やかに職員組織として対応にあたる。
- ・事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害を受けた生徒、与えた生徒双方の保護者に連絡する。
- ・生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

○いじめられた生徒およびその保護者への支援

- ・いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、教職員組織として当該生徒の見守りを行い、被害を受けた生徒の安全を確保する。
- ・状況に応じて関係諸機関と連携をとりながら、生徒および保護者の不安を除去する。
- ・いじめが解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、日常的に必要な支援を行う。

○いじめた生徒への指導および保護者への助言

- ・教職員組織として事実関係を的確に把握するため、いじめたとされる生徒から事実の聴取を行い、いじめを止めさせ、再発防止する措置を取る。
- ・事実関係を把握したのち、速やかに保護者へ連絡し、事実に対する保護者の理解を得たうえ、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう継続的に助言する。
- ・いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、学校教育法第11条の規定に基づく懲戒や、教育委員会、警察との連携を含む措置を含め、毅然とした対応をする。

○いじめが起きた集団に対する働きかけ

- ・全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題としてとらえさせ、自分で解決できなくとも第三者に相談であることが解決への糸口になることを理解させる。

(4) インターネット上のいじめへの対応

○情報モラルの啓発

- ・外部機関を活用し、発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。
- ・事案が発生した場合の本校の指導を、生徒および保護者に伝え、理解を得る。

3 「いじめ防止推進会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止推進会議」を設置し、学期に1～2回程度開催します。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ防止推進会議」の構成

管理職、生徒支援グループ、年次リーダー、養護教諭、教育相談コーディネーター、他関係職員

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ緊急調査チーム」の構成

管理職、生徒支援グループリーダー、当該年次リーダー、養護教諭、教育相談コーディネーター、他関係職員、専門的知識及び経験を有する者等の第三者

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを発生させないことを第一に考え、その防止につとめ、いじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること